課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	1　地域計画推進事業	1　農地の守り手育成支援事業 地域計画の実践に取り組む市町村における、話合い活動継続のモデル地区設置に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内（上限　100万円／1 市町村）	1　事業の中止 2　事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	1　地域計画推進事業	2　農地集約化促進事業 　地域計画の早期実現に向け、機構を通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取り組み、地域計画において受けてが位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域に対して行う交付金の交付に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)　集約化加速タイプ (2)　地域集約化実現タイプ	交付決定の日から事業完了の日又は3 月 31 日まで	【補助事業者】 　市町村 【事業主体】 　農業者が複数戸で組織する団体等	定額	1　事業費又は補助金の30％を超える増減 2　(1)から(2)の事業の中止又は新規の実施	無	要	〔中間報告〕 9 月 30 日 12 月 31 日 （ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第 13 に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10 月 15 日 1 月 15–日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	1　地域計画推進事業	3　所有者不明農地対策事業 農業会議が実施する所有者不明農地対策（所有者不明農地対策企画員の設置等）に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	一般社団法人熊本県農業会議	定額	1　事業の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	無	要	〔中間報告〕 9月30日 12月31日	〔中間報告〕 10月15日 1月15日
									（ただし、所有者不明農地対策事業費補助金交付等要綱の第14に定める様式を準用する）	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	2　農地売買等支援事業	・熊本県農業公社が、農地（開発して農地とすることが適正な土地を含む）、採草放牧地及び農業用施設用地（以下「農用地等」という。）の売買等を実施するために必要な経費 ・熊本県農業公社が、買入れた農用地等の対価の支払い、又は借入れた農用地等の小作料の前払いに要する資金、その他事業に要する資金を借入れた場合の支払利息に対する利子補給 （1）業務費 （2）事業費（利子助成） （3）公社組織特別整備費	4月1日から3月31日まで	公益財団法人熊本県農業公社	（1）、（2）、（3） 10分の10以内	1　経費の30%を超える増減 2　農用地等の買入れ、借入れ、売渡し及び貸付けの合計件数又は面積の30%を超える増減 3　借入金の年間平均借入残高額の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔中間報告〕 1のみ 9月30日 12月31日 （ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1のみ 10月15日 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

<table>
<tr><th rowspan="2">課名</th><th rowspan="2">事　業　名</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助対象
期間</th><th rowspan="2">補助事業者等
（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）</th><th rowspan="2">補助率
又は
補助金額</th><th rowspan="2">計画変更申請要件</th><th rowspan="2">交付決定前着手承認の適用除外の有無</th><th rowspan="2">事業計画承認申請の要否</th><th colspan="2">事業遂行状況報告
及び実績報告</th></tr>
<tr><th>報告時点</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td rowspan="2">担い手支援課</td><td rowspan="2">3　農地中間管理機構事業</td><td>1　借受農地管理等事業
農地中間管理機構が借り受けた農用地等の賃料及び保全管理に要する経費</td><td rowspan="2">4月1日から3月31日まで</td><td rowspan="2">公益財団法人熊本県農業公社</td><td>定額</td><td rowspan="2">経費の30%を超える増減</td><td>有
（第9条第2項第3号該当）</td><td>要</td><td>〔中間報告〕
9月30日
12月31日</td><td>〔中間報告〕
10月15日
1月15日</td></tr>
<tr><td>2　農地中間管理機構運営事業
農地中間管理機構の運営及び業務委託等に必要な経費
（1）　体制整備費（人件費）
①　機構本部職員の人件費
②　機構現場職員の人件費
（2）　業務推進費（事務経費）
①　機構本部の事務経費
②　機構現場の事務経費
（3）　関係機関への推進委託費等
農地中間管理事業業務委託</td><td>定額</td><td>有
（第9条第2項第3号該当）</td><td>要</td><td colspan="2">（ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する）

〔実績報告〕
事業完了時</td><td>〔実績報告〕
事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日</td></tr>
</table>

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	4　担い手育成支援事業	1　熊本県担い手育成総合支援協議会事業 熊本県担い手育成総合支援協議会が、認定農業者の認定促進や経営改善支援、法人経営の推進など担い手の育成・確保のための取組みを実施するために必要な経費 （1）認定農業者の認定促進、経営改善支援、法人経営の推進 （2）市町村担い手育成総合支援協議会の研修会等における講師派遣等	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県担い手育成総合支援協議会	定額 （14,024千円以内）	1　事業主体の変更 2　経費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	5　農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	1　農業次世代人材投資事業 農業人材力強化総合支援事業に基づき実施する農業次世代人材投資事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）農業次世代人材投資事業（経営開始型） 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 （2）推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで（又は国の要綱で定められた期間）	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業者	10分の10以内	1（1）当該年度の交付対象者数の３０％以上の増減 （2）事業費の３０％以上の増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月３１日のいずれか早い日
		2　就農準備資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する就農準備資金の交付に必要な経費		研修を受ける者		2　補助金額の増減		否		
		3　経営開始資金事業 新規就農者育成総合対策に基づき実施する経営開始資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）　経営開始資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 （2）　推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、認定新規就農者		3（1）当該年度の交付対象者数の３０％以上の増減 （2）事業費の３０％以上の増減		要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	5　農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）	4　就農準備支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する就農準備支援資金の交付に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	研修を受ける者	10分の10以内	補助金額の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		5　経営開始支援資金事業 新規就農者確保緊急円滑化対策に基づき実施する経営開始支援資金の交付に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）経営開始支援資金事業 経営開始直後の青年就農者に対して給付する交付金 （2）推進事業 交付金の交付に係る推進事務を行うために必要な経費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、認定新規就農者		（1）当該年度の交付対象者数の３０％以上の増減 （2）事業費の３０％以上の増減		要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	6　新規就農者育成総合対策事業	1　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 （1）新規就農者の誘致体制の整備 ①複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築に必要な経費 ②誘致の実践に必要な経費 ③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施に必要な経緯費 （2）研修農場の整備 研修に必要な農業用施設や農業用機械・設備の導入に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	（1）定額（上限2,000千円） ただし、（2）の事業及び本事業と連携して農地整備等関連事業を行う場合は、上限3,000千円 （2）2分の1以内	1　事業内容の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減 3　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1か月以内又は翌年度の3月31日までのいずれか早い日
		2　経営発展支援事業 新規就農者の経営発展のために必要な取組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）推進事業費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （1）認定新規就農者 （独立自営就農時50歳未満） （2）市町村	10分の10以内 （1）補助対象経費の4分の3以内 ただし、事業主体への補助金額の上限は以下とする。 ①750万円（経営開始資金の交付対象者は上限375万円） ②夫婦型の交付対象者は①に1.5を乗じて得た額 （2）定額	1　新規就農者数に関する目標 2　候補者リストへの候補者の追加 3　事業費の30%を超える増減 4　その他知事が必要と認める要件				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	6　新規就農者育成総合対策事業	3　地域計画早期実現支援事業 新規就農者の経営継承や経営発展のために必要な取り組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）機械・施設等の修繕・移設・撤去等 （3）法人化、専門家活用等の経営移譲に向けた取組 （4）推進事業費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （1）（2）（3）認定新規就農者、認定農業者（独立自営就農時50歳未満） （4）市町村	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額の上限は900万円とする。 （1）補助対象経費の4分の3以内 （2）（3）補助対象経費の2分の1以内 （4）定額	1　新規就農者数に関する目標 2　候補者リストへの候補者の追加 3　事業費の30%を超える増減 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了日から1か月以内又は翌年度の3月31日までのいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	7　新規就農者育成総合対策事業（経済対策）	1　世代交代円滑化事業 新規就農者の経営継承や経営発展のために必要な取り組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）機械・施設等の修繕・移設・撤去等 （3）法人化、専門家活用等の経営移譲に向けた取組 （4）推進事業費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 認定農業者 （独立自営就農時50歳未満）	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額の上限は900万円とする。 （1）補助対象経費の4分の3以内 （2）（3）補助対象経費の2分の1以内 （4）定額	1　新規就農者数に関する目標 2　候補者リストへの候補者の追加 3　事業費の30%を超える増減 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　初期投資促進事業 新規就農者の経営発展のために必要な取組みに要する経費 （1）農業用機械・施設等の導入 （2）推進事業費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 （独立自営就農時50歳未満）	10分の10以内 （1）補助対象経費の4分の3以内 ただし、事業主体への補助金額の上限は以下とする。 ①750万円(経営開始資金の交付対象者は上限375万円) ②夫婦型の交付対象者は①に1.5を乗じて得た額 （2）定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	8　担い手確保・経営強化支援事業	1　担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組みに必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）融資主体型補助事業 （２）追加的信用供与補助事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 (1) 農業者等 (2) 農業信用基金協会	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする （１）融資主体型補助事業については、2分の1以内（上限1,500万円/個人、3,000万円/法人。市町村が認める者の上限は100万円） （２）追加的信用供与補助事業については、定額（融資額の15分の1）	1　成果目標の変更 2　事業実施地区の変更 3　助成対象事業内容の新設 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月10日
		（３）附帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【事業主体】 市町村	2分の1以内				（ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	8　担い手確保・経営強化支援事業	2　地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月23日付け７経営第2081 号農林水産事務次官依命通知）の別記に規定される助成対象者が機械等の導入等の取組みに必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）地域農業構造転換支援事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （１）農業者等	10 分の 10 以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする （1）地域農業構造転換支援事業については、購入：10 分の 3 以内、リース導入：リース物件購入価格の７分の３以内（上限 1,500 万円/個人、3,000 万円/法人。	1　成果目標の変更 2　事業実施地区の変更 3　助成対象事業内容の新設 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日	〔中間報告〕 1月10日
		（２）附帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3 月 31 日まで	【事業主体】 （２）市町村	2 分の 1 以内				（ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第 14 に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	9　未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業	1　組織化・法人化支援 地域営農組織の組織化や法人化、事業継承等の支援に伴う以下の経費 ①組織・法人設立講座や研修会の開催 ②地域営農組織アドバイザー設置 ③法人化推進コーディネーター設置 ④地域活動支援 ⑤実務指導 ⑥地域営農法人の人材育成を行う塾等の開催	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県担い手育成総合支援協議会	定額（上限7,000千円）	1　成果目標の変更 2　助成対象者の変更 3　助成対象者の事業内容の新設又は廃止 4　事業費の30%を超える増減 5　その他知事が必要と認める要件	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　集落営農連携促進等事業及び集落営農活性化プロジェクト促進事業 地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、広域展開での効率的な生産･販売体制の確立等に必要な次の経費 ①ビジョンづくりへの支援 ②若者等を雇用する経費 ③高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓等に取り組む経費 ④組織の法人化に要する経費 ⑤共同利用機械等の導入経費 ⑥関係機関によるサポートの取り組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	①定額 ②定額（上限1,000千円） ③定額 ④定額(250千円) ⑤2分の1以内 ⑥定額		無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月10日 （ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	10　耕作放棄地解消事業	担い手への農地集積・集約化を促進するため農地中間管理機構又は市町村が行う、農地中間管理機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農地中間管理機構（公益財団法人熊本県農業公社）、市町村	1　再生作業 定額（上限43千円/10a） 2　土づくり 定額（上限10千円/10a）	1　事業実施主体の変更 2　事業の新設または廃止 3　事業費の 30%を超える増減	無	要	〔中間報告〕 9 月 30 日 12 月 31 日 （ただし、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第 13 に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 10 月 5 日 1 月 15 日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	11　農地利用効率化等支援交付金事業	1　農地利用効率化等支援交付金事業 農業者等が自らの経営改善のために行う農業用施設・機械等の取得等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）融資主体支援タイプ （2）条件不利地域支援タイプ （3）追加的信用供与補助事業 （4）付帯事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （1）～（2）農業者等 （3）農業信用基金協会 （4）市町村	10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする （1）融資主体支援タイプは、10分の3以内 （上限300万円、別途定める要件を満たす場合は上限600万円） （2）条件不利地域支援タイプは、2分の1以内（農業用機械は3分の1以内）（上限4，000万円） （3）追加的信用供与事業は、定額(融資額の15分の1) （4）2分の1以内	1　都道府県計画の成果目標の変更 2　地域提案の事業内容の変更 3　都道府県が実施する事業内容の変更 4　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔中間報告〕 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月10日 （ただし、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の第14に定める様式を準用する） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	11　農地利用効率化等支援交付金事業	2　産地基盤の強化・継承事業 次の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 生産基盤強化対策 （1）農業用ハウスの再整備・改修 （2）果樹園・茶園の再整備・改修 （3）農業機械の再整備・改良 （4）生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 （5）生産技術の継承、普及に向けた取組 ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、熊本県経済農業協同組合連合会等 【事業主体】 農業者の組織する団体、農業者、民間事業者等	補助率は次のとおりとする。 （1）及び（3）の事業 事業費の1/2以内 （2） の事業 事業費の1/2以内又は定額 （4）及び（5）の事業 定額又は事業費の1/2以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率及び補助額（上記(1)～(5)の補助率及び補助額と同じ）の合計額を限度とする	1 事業主体の変更 2 施工箇所又は設置場所の変更 3 事業の中止又は廃止 4 事業又は設計単位ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く） 5 工事費から工事雑費への流用	無	要	〔中間報告〕 12 月31 日 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15 日 （ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。） 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	12　最適土地利用総合対策事業	1　最適土地利用総合事業 地域ぐるみの話合いにより土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （ア）最適土地利用推進事業 （１）土地利用構想の概定 （２）実証事業 （３）土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組 （４）省力化機械の導入 （５）粗放的利用体制整備 （６）農用地保全等推進員の措置 （イ）最適土地利用整備事業 （１）粗放的利用のための条件整備 （２）農用地保全のための基盤整備 （３）農用地保全のための農業環境整備	交付決定日又は交付決定前着手承認日から事業完了日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構	（ア）定額 上限は、（１）～（４）は助成単価（年標準額1,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額、（５）は5,000円/10ａ～10,000　円/10ａ、（６）は250万円 （イ）事業費の5.5/10以内 上限は、助成単価（年標準額2,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額	1　事業費の３割以上の増減 2　事業主体又は事業実施期間の変更 3　事業の追加又は廃止	無	要	【中間報告】 9月30日 12月31日 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 1月15日 【実績報告】 事業の完了した日から起算して１ヵ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　荒廃農地再生支援事業 荒廃農地を整備することにより、土地利用の円滑化及び農地の維持・保全を図る取組等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （ア）荒廃農地再生事業 （１）荒廃農地再生等整備 （２）簡易基盤整備 （イ）再生推進事業 （１）農用地利用調整 （２）事業指導・助言等 （３）その他本事業に必要な事務費		【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （ア）は市町村、事業対象農地を耕作する者又は事業対象農地の所有者 （イ）は市町村	（ア）事業費の1/2 なお、（１）のうち土壌改良は32,000円/10a、（２）のうち客土は25,000　円/10aに整備面積を乗じて得た金額。 （イ）事業に要する経費の1/2以内（上限10万円）					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	13　ノウフク推進活動事業	（1）農福連携総合窓口の設置 農福連携の推進のための総合窓口の運営、相談対応及び福祉事業所への斡旋、マッチング等に要する経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	NPO法人、農業協同組合、地域協議会等	定額（上限：4,920千円）	事業費の30%を超える増減	有（第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		（2）お試し農福連携支援 初めて福祉事業所への農作業委託による農福連携に取組む際の作業委託料等の経費	4月1日から事業完了日または3月31日まで	農業者等	定額（上限：50千円）		有（第9条第2項第2号該当）	否		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	14　中高年就農支援事業	1　中高年就農研修支援事業 県内で就農予定の就農時 50～59 歳で研修後に独立自営就農を目指す者が認定研修機関で研修を行う際の経費	4 月 1 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 研修を受ける者 【事業主体】 研修を受ける者 （就農時 50～59 歳）	2 分の 1 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度とする	補助金額の増減	有 （第 9 条第 2 項第 3 号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は 3 月 31　日のいずれか早い日
		2　中高年就農初期投資支援事業 県内で事業実施の年度又は前年度に就農した認定新規就農者、又は認定農業者になった者が行う、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組みに要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 認定新規就農者 （就農時 50～59 歳） 認定農業者 （就農時 50～59 歳）	10 分の 10 以内 （県 3 分の 2 以内、市町村 3 分の 1 以内） ただし、事業主体に係る補助対象経費の 2 分の 1 以内を限度（上限 250 万円/個人）とする	1　事業費の 30％を超える増減 2　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31　日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	15　農地利用最適化推進事業	1　農地利用最適化推進事業 農地利用最適化推進員等による最適化活動及び農地利用の最適化の推進のための支援に要する経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農業委員会	定額	事業主体の変更	有（第9条第2項第1号該当）	否	〔中間報告〕 12月31日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する。 〔実績報告〕 事業完了時	〔中間報告〕 1月15日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する。 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農地集約化促進モデル事業 農地集約化のための目標地図の更新、地域計画に即した農地利用の実現に向けた調整に要する経費	交付決定又は4月1日から事業完了日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農地利用の最適化に取り組む団体等（市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農地バンク、民間団体）			無		【中間報告】 9月30日 12月31日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式を準用する。 【実績報告】 事業完了時	【中間報告】 10月15日 1月15日 農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱の第13に定める様式に準用する。 【実績報告】 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	16　新しい熊本農業のリーダーズ共創事業	1　くまもと農業の後継者確保育成事業 （1）後継者育成体制整備事業 新規就農者の効率的な就農定着を図るため、地域が主体的かつ自立的に新規就農者を育成する仕組みを構築するとともに、多様な研修ニーズに対応できる研修体制の整備を進めるために必要な経費及び県認定研修機関が実施する新規就農者への就農定着および経営発展に向けたサポート活動に必要な経費 ア）長期研修（概ね１年以上） イ）中期研修（１か月以上１年未満） ウ）研修体験（５日以内） （2）後継者確保推進事業 ①熊本県就農支援資金転貸融資事務円滑化事業 就農支援資金の転貸資金を取り扱う民間金融機関が行う融資事務に要する経費	4月1日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	（1）農業次世代人材投資事業（準備型）、及び就農準備資金に係る県認定研修機関及び同機関が組織する団体等 ア）長期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③研修機関協議会 ④熊本県農業協同組合中央会 イ）中期研修 ①地域研修機関 ②広域研修機関 ③認定農業者等 ⑤認定農業者等 ウ）研修体験 ①地域研修機関 ②広域研修機関 （2）就農支援資金を取り扱う民間金融機関	（1）定額 ただし、それぞれ下記の補助金額を上限とする （就農相談会等への共同出展のような共催事業を除く） ア）長期研修 ①80万円 ②400万円 ③200万円 ④150万円 イ）中期研修 ①40 万円 ②40 万円 ⑤研修者１名あたり月２万円 ウ）研修体験 イ）の範囲内で１日あたり1万円（５日以内） （2）定額（1 月 1 日から 12 月 31 日までに県に償還した償還元金の累計額の 0.2025%以内）	（1）１　事業種目の新設又は廃止 （1）２　事業費の 30%を超える増減 （2）事業の中止	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
								否	〔実績報告〕 事業完了時 （実績による補助事業のため、交付申請をもって実績報告にかえることができるものとする。）	

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	16　新しい熊本農業のリーダーズ共創事業	2　青年農業者ネットワーク強化支援事業 （1）青年農業者組織活動支援事業 県青年農業者クラブ連絡協議会の実施する各種研修活動、消費者に対する農業理解促進活動等に要する経費 （2）青年農業者等ネットワーク強化活動支援事業 青年農業者等グループが実施する農業経営等のスキルアップや地域活性化につながる取組等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	（1）県青年農業者クラブ連絡協議会 （2）青年農業者等グループ	（1）定額 （2）定額 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度（上限20万円/グループ）とする	1　事業種目の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	17　スマート農業研修教育環境整備事業	1　スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型）） （１）新規就農者の誘致体制の整備（（２）の事業に係るものに限る。） ①複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築に必要な経費 ②誘致の実践に必要な経費 ③就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施に必要な経費 （２）スマート農業型研修農場の整備 スマート農業技術を導入した実践的な研修農場の整備等に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、協議会、民間団体	（１）定額（上限3,000千円） （２）2分の1以内	1　事業内容の新設又は廃止 2　事業費の30%を超える増減 3　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内
		2　スマート農業研修教育環境整備事業（雇用力のある経営体創出支援事業） （１）農業研修教育機関支援事業 ①カリキュラムの強化に必要な経費 ②研修用スマート農業機械等の導入に必要な経費 ③eラーニングの導入に必要な経費 ③就農につながる取組みに必要な経費 ④ICT環境の整備のための取組みに必要な経費 ⑥その他の取組みに必要な経費 （２）地域の研修教育機関支援事業 上記スマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型）の（１）又は（２）の取組みに必要な経費。		（１）市町村、農業研修教育機関、協議会、民間団体 （２）市町村、協議会、民間団体	（１）定額 （２）定額					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	18　新規就農者チャレンジ事業	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者等の取組に要する経費 （１）農業用機械・施設等の導入 （２）機械・施設等の修繕・移設・撤去等 （３）推進事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 （１）、（２） 認定新規就農者（独立自営就農時65歳未満）	（１）、（２）10分の10以内 ただし、次により算定した事業主体への補助金額を上限とする（上限1,500万円/個人、3,000万円/法人）。 購入：10分の３以内、リース導入：リース物件購入価格の７分の３以内 （３）定額	１　新規就農者数に関する目標 ２　候補者リストへの候補者の追加 ３　事業費の30%を超える増減 ４　その他知事が必要と認める要件	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	19　令和７年８月大雨営農再開支援事業	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月30日付け３経営第3156号農林水産事務次官依命通知）及び農地利用効率化等支援交付金の運用について（令和７年９月２日付け７経営第1431号農林水産省経営局長通知）に規定される令和７年８月大雨により被災した農業用機械・施設の修繕・再取得に要する経費 １　農業用機械・施設等復旧支援 （１）被災した農業用機械・施設の修繕・再取得等の支援 （２）追加的信用供与	令和７年８月10日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災した農業者等（地域計画の目標地図に位置付けられた者）	（１）２分の１以内 （上限1,000万円：国600万円、県400万円上限）、但し、いぐさ専用機械の再取得・製造中止の一部の機械※の修繕は３分の２以内（上限1,200万円：国600万円、県600万円上限） ※ハーベスタ、移植機、苗処理機、選別機、結束機、苗堀取機、加湿器 （２）追加的信用供与事業については、融資額の15分の１とする。	１　事業主体の変更 ２　施工箇所又は設置場所の変更 ３　事業の中止又は廃止 ４　整備内容ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く）	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補　助　率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
担い手支援課	20　令和８年熊本地震営農再開支援事業	農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月 30 日付け３経営第 3156 号農林水産事務次官依命通知）の別表１の２の（１）（２）及び農地利用効率化等支援事業（被災農業者支援タイプ）実施要領（令和８年熊本地震）に規定される助成対象者が自らの経営のために行う農業用機械・施設等の復旧及び撤去等の取組みに必要な経費	令和８年７月 28 日から事業完了の日又は３月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 被災した農業者等	1　施設・機械等の修繕・再取得または施設等の修繕に必要な資材の購入については、これらの事業に要する経費の10分の7以内（国補助10分の5以内、県補助10分の2以内）とする。 2　令和8年熊本地震により農業被害を受けた営農施設等の補強については事業に要する経費の5/10以内（国補助10分の3以内、県補助10分の2以内）とする。（ただし国補助の上限300万円） 3　農業用ハウス及び果樹棚等に流入した土砂の除去または施設等の撤去については事業に要する経費の5.5/10以内（国補助10分の3以内、県補助10分の2.5以内）とする。 4　追加的信用供与事業については、融資額の15分の1とする。 5　付帯事務費については、事業に要する経費の2分の1とする。 なお、1～3までの県補助は、市町村が県と同率の補助を行う場合に補助する。	1　事業主体の変更 2　施工箇所又は設置場所の変更 3　事業の中止又は廃止 4　整備内容ごとに事業費又は交付金の30%を超える増減を伴う事業内容の変更（入札による減額を除く）	有 （第９条第２項第３号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日